

↓ポスの番号をクリックすると該当ポスの領票に移動します。また、領票の左上の番号をクリックするとポスター一覧ページへ戻ります。

番号	勤務地	部署名・課名	雇用形態・格付	分野	業務概要	募集人数	最長契約期間
21	東京都	中東・欧州部中東第一課 (モロッコ、チュニジア、エジプト等)	専門嘱託 3号	多岐にわたる分野	JICA中東・欧州部では中東及び欧州に対する国際協力を実施しており、域内各国の情報収集・分析、協力事業計画の作成・調整、円借款・技術協力など個別の協力案件の審査・監理等を行っています。この度、中東第一課（モロッコ、チュニジア、エジプト等所掌）において以下の業務を担う専門嘱託を募集します。 (1) 担当国（マクロ経済情報分析を含む）・セクターの情報収集及び分析、協力戦略立案 (2) 協力プログラム及びプロジェクト形成に関する企画や調査の実施 (3) 有償資金協力（円借款）、無償資金協力、技術協力案件の形成、審査（効果や収益性の分析を含む） (4) 現地出張を通じた相手国政府・関係機関及び他援助機関等との協議、調整、現地調査 (5) 関係業務に関する当機構内外との調整 (6) その他、協力事業を実施する上で必要な業務。 なお、業務状況及び地域情勢に応じて、中東・欧州地域の他国に対する協力の担当をお願いすることもあり得ます。	1	期間の定めあり (2026年1月1日 ～ 2026年12月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年（更新回数1回）を上限とします。
22	東京都	民間連携事業部 計画・連携企画課	専門嘱託 3号	多岐にわたる分野	(1) JICA Bizに関する運営業務（具体的には、募集・審査の手続・プロセス管理、民間企業からの内談や質問への対応、説明会での募集制度説明、JICA関係部署及び在外事務所との連絡・調整、企業間ネットワーク形成やJICA事業実施後のフォローアップにかかる業務等） (2) JICA Bizの効果向上に関する業務（具体的には、ビジネス化支援強化施策の検討、インパクト把握・インパクト投資との連携にむけた施策、広報、制度利用済み企業とのネットワーク化等） (3) JICA Bizに関する、実施監理業務及び審査業務（具体的には、案件の実施監理、企画書の審査補助など、各事業に関わる業務全般） (4) JICAと民間企業との創出施設に関する業務 (5) その他、民間連携業務を遂行する上で必要な業務（予算管理、広報、内外関係機関との調整等）。	1	期間の定めあり (2026年1月1日 ～ 2026年12月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年（更新回数1回）を上限とします。
23	東京都	民間連携事業部 企業連携第一課	専門嘱託 3号	多岐にわたる分野	(1) 「中小企業・SDGsビジネス支援事業」に関する、実施監理業務及び審査業務 ①案件の実施監理 ②企画書の審査補助 ③JICA関連部署及び在外事務所との連絡・調整 ④その他、各事業に関わる業務全般 (2) 「中小企業・SDGsビジネス支援事業」に関する募集業務 ①募集、審査の手続、プロセス管理 ②民間企業からの内談や質問への対応 ③説明会等での制度説明等 (3) その他、民間連携業務を遂行する上で必要な業務 ①予算管理 ②広報 ③内外関係機関との調整等 ④広報 ⑤内外関係機関との調整等	1	期間の定めあり (2026年1月1日 ～ 2026年12月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年（更新回数1回）を上限とします。
24	東京都	民間連携事業部 海外投融資監理課	専門嘱託 3号	民間セクター開発 多岐にわたる分野	(1) 実務中案件のモニタリング及び関連資料作成業務 (2) 協調出資先との連携を含めた渉外業務 (3) その他、海外投融資業務を遂行する上で必要な業務	1	期間の定めあり (2026年1月1日 ～ 2026年12月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年（更新回数2回）を上限とします。
25	東京都	ガバナンス・平和構築部 ガバナンスグループ 行政・金融チーム (税関を含む公共財政管理)	専門嘱託 3号	経済政策 ガバナンス	ガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ行政・金融チームにおいて、税関及び公共財政管理に係る案件形成・管理を担当して頂きます。 (1) 税関案件を含む公共財政管理分野に関連するの案件形成、調達、実施監理（審査団への参加を含む） (2) 同分野に関連する情報の収集、分析、整理、発信 (3) 同分野の関連セミナー開催に関する運営支援、専門分野と一致する場合は技術的なインプット (4) 同分野の支援に関する新たな関係機関及び人的リソースとの協力関係の構築・連携の推進（国際機関、ドナー連携含む） (5) 同分野に関する各種研修事業（留学生プログラム、課題別研修を含む）の活動計画・予算計画の策定・実施管理	1	期間の定めあり (2026年1月1日 ～ 2026年12月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で2027年3月31日まで（更新回数1回）を上限とします。
26	東京都	経済開発部 農業・農村開発第一グループ 第二チーム (畜産協力、水産協力)	専門嘱託 3号	農業開発／ 農村開発 援助アプローチ戦略/手法	(1) 農業・農村開発、特に畜産分野及び水産分野における技術協力事業等の形成及び実施管理、それに付随する当機構内外との調整および必要な書類作成・手続きの実施 (2) 現地出張を通じた相手国政府・関係機関及び他援助機関等との協議・調整・調査、それに付随する当機構内外との調整および必要な書類作成・手続きの実施 (3) 担当国における関連情報の収集・分析及び事業計画立案 (4) その他、農業・農村開発、特に畜産分野や水産分野の協力を実施するうえで必要な業務（他関連機関との連携、ナレッジマネジメント等）	1	期間の定めあり (2026年2月1日 ～ 2027年1月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年（更新回数2回）を上限とします。
27	東京都	地球環境部 環境管理・気候変動対策グループ第一チーム	専門嘱託 3号	環境管理 気候変動対策	(1) 途上国（主にアジア地域）における環境管理分野（廃棄物管理、水質汚濁・大気汚染対策等）、気候変動対策分野における政策立案、実施能力強化等の協力案件（技術協力、資金協力、調査等）の形成及び実施監理 (2) 上記分野に関する会議、イベント参加や開催支援 (3) 上記分野に関する、他ドナーや国際機関、民間企業等のさまざまなパートナーとのネットワーク強化、情報収集・分析 (4) 上記分野に関する広報活動、対外発信支援 (5) その他上記協力事業を実施する上で必要な各種業務	1	期間の定めあり (2026年1月1日 ～ 2026年12月31日) ※更新なし
28	東京都	国内事業部大学連携課	専門嘱託 3号	多岐にわたる分野 教育	(1) 長期研修事業に関する複数の大学の担当として、大学との契約・精算事務を担当する。 (2) 実施する長期研修員事業プログラムに関する以下の業務について 関係省庁、運営支援機関、JICA在外事務所、JICA国内機関及び関係大学と連携しながら行う。 ①研修員・大学等からの各種申請・問い合わせに関する対応、モニタリング ②付加価値プログラムの実施、運営、モニタリング支援 ③実績取りまとめ、帰国した研修員のフォローアップ 等 (3) 長期研修事業を含めた国内連携事業に関する情報収集、事業実績の整理、資料作成、計画立案、部内・関係部署・国内機関等との連絡調整・協働 (4) 大学と研修員候補者との間の大学受入れ前の事前スクリーニング業務 (5) その他、課長の指示に基づく業務の実施。	1	期間の定めあり (2026年1月1日 ～ 2026年12月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年（更新回数2回）を上限とします。
29	東京都	資金協力業務部実施監理第二課	専門嘱託 3号	多岐にわたる分野	(1) 無償資金協力事業（人材育成奨学計画、以下JOS）の実施監理業務 開発途上国がJICAとの間で締結する贈与契約（G/A）により実施するJOS事業について ①G/Aや無償資金協力調達ガイドラインに基づき進捗させるための実施監理業務（進捗管理、資金管理、精算手続きの確認、設計変更等に係る業務） (2) JOS事業の事後監理業務 過去に実施・完了した案件についてのモニタリングに係る業務 (3) その他JOS事業関連業務 ①JOS事業の案件形成のための調査（協力準備調査等）に係る業務 ②JOS事業に関する調査研究、関連分野の案件の機動的比較等に係る業務 ③JOS事業紹介Facebookの記事作成等、JOS事業にかかる広報に係る業務	1	期間の定めあり (2026年2月1日 ～ 2027年1月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年（更新回数1回）を上限とします。
30	東京都	資金協力業務部実施監理第四課 (ウクライナ「緊急復旧計画」)	専門嘱託 4号	多岐にわたる分野 援助アプローチ戦略/手法	(1) 無償資金協力事業の実施監理業務 開発途上国がJICAとの間で締結する贈与契約（G/A）により実施する無償資金協力案件について、G/Aや無償資金協力調達ガイドラインに基づき進捗させるための実施監理業務（進捗管理（現地／周辺国出張による実施状況確認・促進を含む）、資金管理、調達手続きの確認、設計変更等に係る業務） (2) 無償資金協力事業の案件形成支援業務 他部署と連携しての案件形成に関する業務 (3) 無償資金協力事業の事後監理業務 (4) 過去に実施・完了した案件の機能回復、効果発現を待機させるために実施するフォローアップ協力の計画策定、調達手続き、進捗管理に係る業務 (5) その他関連業務 ①無償資金協力事業の案件形成のための調査に係る業務 ②無償資金協力事業に関する調査研究、関連分野の案件の機動的比較等に係る業務 ③事業紹介Facebookの利用促進等、無償資金協力事業にかかる広報に係る業務	1	期間の定めあり (2026年1月1日 ～ 2026年12月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で2028年3月31日まで（更新回数2回）を上限に更新

No. 21		■募集ポスト名：		【専門嘱託】中東・欧州部中東第一課			
職務内容							
				①		②	
■契約形態：		専門嘱託		■募集分野：		多岐にわたる分野	
■業務内容：							
JICA中東・欧州部では、中東及び欧州に対する国際協力を実施しており、域内各国の情報収集・分析、協力事業計画の作成・調整、円借款・技術協力など個別の協力案件の審査・監理等を行っています。この度、中東第一課(モロッコ、チュニジア、エジプト等所掌)において、以下の業務を担う専門嘱託(*)を募集します。 【業務内容】 (1)担当国(マクロ経済情報分析を含む)・セクターの情報収集及び分析、協力戦略立案 (2)協力プログラム及びプロジェクト形成に関する企画や調査の実施 (3)有償資金協力(円借款)、無償資金協力、技術協力案件の形成、審査(効果や収益性の分析を含む)、監理 (4)現地出張を通じた相手国政府・関係機関及び他援助機関等との協議、調整、現地調査 (5)関係業務に関する当機構内外との調整 (6)その他、協力事業を実施する上で必要な業務。 なお、業務状況及び地域情勢に応じて、中東・欧州地域の他国に対する協力の担当をお願いすることもあり得ます。 ※契約期間を通じて業務内容の変更 は原則として想定されません。 *専門嘱託について詳しくはこちら：https://partner.jica.go.jp/senmonsyokutaku_career							
■国内出張：		有		■海外出張：		有	
■勤務地（国内）：		本部（麹町） 東京都千代田区二番町5-25二番町センタービル ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。		■勤務地（海外）：		なし	
■最長契約期間：		期間の定めあり(2026年1月1日 ～ 2026年12月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年（更新回数1回）を上限とします。		■募集人数（人）：		1	
■配属部署名：		中東・欧州部		■課名：		中東第一課	
■必要な語学力：							
必須		英語（TOEIC730点（相当・以上））					
望ましい		フランス語（仏検準1級、DEL F B2等）					
■必要な技術資格：							
必須		パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）					
■必要な学位：		学士以上が望ましい		■実務経験年数目安：		7-10年	
■求められる資質・能力・経験：							
以下の経験・知識があることが望ましい。 ・開発途上国の社会・経済開発に対する取組みに高い関心、情熱を有すること。 ・交渉・調整、マネジメント、コミュニケーション能力に優れ、日本語及び英語での円滑な業務遂行が可能であること。 ・年4～5回程度の海外出張（1～2週間程度/回）が支障なく行えること。 ・チャレンジ精神、責任感、柔軟性を兼ね備え、チームワークに長けていること。							
■格付け：		専門嘱託3号		■月額基本給：		345,520円	
■待遇：							
1. 諸手当：超過勤務手当、賞与(6月及び12月)、通勤手当、特別都市手当(支給対象地域に勤務する者に限る)を支給。 扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。 2. 就業時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分(休憩時間は12：30から13：15までの45分) ※北海道センター（帯広）のみ、午前9：00から午後5：15までの7時間30分(休憩時間は12：15から13：00までの45分) ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 4. 時間外労働：月平均20時間程度 5. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし） 6. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 7. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備、団体生命保険 8. 正職員登用：一定の条件を満たす方を正職員として採用する制度があります。（内部採用制度） 9. その他：昇給なし。機構スタッフの互助組織である厚生会(月額基本給実額の0.4%相当を会費として徴収)に一律加入頂き、各種給付制度や割引制度の利用が可能です。 その他、就業規則等内部規程に基づきます。 ・内部採用制度 https://www.jica.go.jp/recruit/permanent/index.html ・独立行政法人国際協力機構 有期雇用者就業規則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001497.htm ・有期雇用者手当支給細則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001498.htm							
■健康質問票の提出：		要		■面接方式：		①オンライン	
■担当者名：		土畑 いづみ		■E-mailアドレス：		7rtp1@jica.go.jp	
■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）							
JICA中東・欧州部中東第一課はモロッコ、アルジェリア、チュニジア、リビア、エジプトをカバーし、世界が注視する中東とアフリカやヨーロッパとアフリカの結節点となる地政学的にも重要な地域です。課内はエジプト・リビア班とマグレブ班（モロッコ・アルジェリア・チュニジア）に分かれていますが、時には班を超えて互いの班を助け合うこともあうチームワークのよい課ですので、チャレンジングな仕事でも不足する業務知識は勉強したり、お互い補い合いながら、取り組んで頂くことが可能です。国際協力への熱意のある方のご応募をお待ちしています！							

No. 22	■募集ポスト名：	【専門嘱託】民間連携事業部計画・連携企画課		
職務内容				
		①	②	
■契約形態：	専門嘱託	■募集分野：	多岐にわたる分野	
■業務内容：				
開発途上国の社会・経済開発に対するニーズは膨大であり、政府開発援助(ODA)事業のみを通じた対応には限界があります。また、近年の急速な経済成長に伴い、開発途上国に対する資金の流れは既に民間資金がODA資金を上回っており、民間事業を通じた雇用の創出や人材育成、新たな製品や技術の流入による生活の改善といった効果がもたらされています。 JICAは、国内14か所、海外約100か所の拠点を有し、長年ODA事業を通じて開発途上国との関係を築いてきており、民間企業からは海外展開支援に関して高い期待が寄せられています。また、昨今はビジネス界においても、SDGsや課題解決をビジネスの目標に掲げた取り組みが加速しつつあり、また、金融機関においても、サステナビリティやインパクトを重視する動きが高まっています。 このような背景の中、JICAは「中小企業・SDGsビジネス支援事業(JICA Biz)」により、開発途上国の課題解決に貢献する本邦企業のビジネスづくりを支援し、ビジネスを通じたインパクト(課題解決効果)の把握に取り組んでいます。また、JICABizにとどまらない企業との共創も推進しています。 本ポストでは以下の業務を行う人材を募集します。今回の募集では、特に以下1. の比重が高いポストとなります。 1. JICA Bizに関する運営業務(具体的には、募集・選考の手続・プロセス管理、民間企業からの内談や質問への対応、説明会での募集制度説明、JICA関係部署及び在外事務所との連絡・調整、企業間ネットワーク形成やJICA事業実施後のフォローアップにかかる業務等) 2. JICA Bizの効果向上に関する業務(具体的には、ビジネス化支援強化施策の検討、インパクト把握・インパクト投資との連携にむけた施策、広報、制度利用済み企業とのネットワーク化等) 3. JICA Bizに関する、実施監理業務及び審査業務(具体的には、案件の実施監理、企画書の審査補助など、各事業に関わる業務全般) 4. JICAと民間企業との共創推進に関する業務 5. その他、民間連携業務を遂行する上で必要な業務(予算管理、広報、内外関係機関との調整等)。 制度の詳細は以下HPをご確認ください。 https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/sme/index.html ※契約期間を通じて業務内容の変更 は原則として想定されません。				
■国内出張：	有	■海外出張：	有	
■勤務地(国内)：	本部(竹橋) 東京都千代田区大手町1-4-1 竹橋合同ビル ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。	■勤務地(海外)：	なし	
■最長契約期間：	期間の定めあり(2026年1月1日 ~ 2026年12月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1 年毎に更新を行い、最長で採用日から2年 (更新回数1回) を上限とします。	■募集人数(人)：	1	
■配属部署名：	民間連携事業部	■課名：	計画・連携企画課	
■必要な語学力：				
望ましい	英語(TOEIC730点(相当・以上)が望ましい)			
■必要な技術資格：				
必須	パソコンでの業務が支障なく行えること(ワード、エクセル、パワーポイント、メール等)			
■必要な学位：	学士以上が望ましい	■実務経験年数目安：	7-10年	
■求められる資質・能力・経験：				
・国際協力の知識、国際協力関連機関や企業での業務経験を有することが望ましい。 ・民間企業や公的機関での3年以上の勤務経験、金融機関や公的機関での企業支援業務経験を有することが望ましい。 ・中小企業・SDGsビジネス支援事業(JICA Biz)の従事経験を有することが望ましい。				
■格付け：	専門嘱託3号	■月額基本給：	345,520円	
■待遇：				
1. 諸手当：超過勤務手当、賞与(6月及び12月)、通勤手当、特別都市手当(支給対象地域に勤務する者に限る)を支給。 扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。 2. 就業時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分(休憩時間は12：30から13：15までの45分) ※北海道センター(帯広)のみ、午前9：00から午後5：15までの7時間30分(休憩時間は12：15から13：00までの45分) ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 4. 時間外労働：月平均20時間程度 5. 試用期間：6ヶ月(試用期間の待遇変更なし) 6. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 7. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備、団体生命保険 8. 正職員登用：一定の条件を満たす方を正職員として採用する制度があります。(内部採用制度) 9. その他：昇給なし。機構スタッフの互助組織である厚生会(月額基本給実額の0.4%相当を会費として徴収)に一律加入頂き、各種給付制度や割引制度の利用が可能です。 その他、就業規則等内部規程に基づきます。 ・登用制度 https://www.jica.go.jp/recruit/permanent/index.html ・独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則 https://www.jica.go.jp/jourekun/act/frame/frame110001497.htm ・有期雇用者手当支給細則 https://www.jica.go.jp/jourekun/act/frame/frame110001498.htm				
■健康質問票の提出：	要	■面接方式：	①オンライン	
■担当課：	民間連携事業部計画・連携企画課	■担当者名：	對馬 圭吾	
■電話番号：	03-5226-6960	■E-mailアドレス：	ostpl@jica.go.jp	
■担当者からのメッセージ(備考・留意点を含む)				
民間企業と連携して開発途上国のニーズに応えていく、やりがいのある仕事です。本ポストの経験者は業務で培った経験やキャリアも活かして、企画調査員、JICA職員、開発コンサルタント、民間企業等の国際協力の主要なポストで活躍しています。多くの方のご応募をお待ちしております。 事業概要については、ぜひリンク先のウェブサイトをご覧ください！ https://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv_partner/index.html				

No. 23	■募集ポスト名：	【専門嘱託】民間連携事業部企業連携第一課		
職務内容				
		①	②	
■契約形態：	専門嘱託	■募集分野：	多岐にわたる分野	
■業務内容：				
開発途上国の社会・経済開発に対するニーズは膨大であり、政府開発援助(ODA)事業のみを通じた対応には限界があります。また、近年の急速な経済成長に伴い、開発途上国に対する資金の流れは既に民間資金がODA資金を上回っており、民間事業を通じた雇用の創出や人材育成、新たな製品や技術の流入による生活の改善といった効果がもたらされています。 JICAは、国内15か所、海外約100か所の拠点を有し、長年ODA事業を通じて開発途上国との関係を築いてきており、民間企業からは海外展開支援に関して高い期待が寄せられています。また、昨今はビジネス界においても、ESGから一歩進め、SDGsや開発インパクトをビジネスの目標に掲げた取り組みが加速しつつあり、また、金融機関においても、サステナビリティや開発インパクトを重視する動きが高まっています。 このような背景の中、JICAは「中小企業・SDGsビジネス支援事業(JICA Biz)」を通じて、開発途上国の開発課題とニーズを理解し、その解決に資する製品/サービス・技術・ノウハウを試すことで海外ビジネスを構築する本邦民間企業等の取り組みを支援しています。 本ポストでは以下の業務を行う人材を募集します。今回の募集では、特に以下(1)の比重が高いポストとなります。 (1)「中小企業・SDGsビジネス支援事業(JICA Biz)」に関する、実施監理業務及び審査業務(具体的には、案件の実施監理、企画書の審査補助、JICA関連部署及び在外事務所との連絡・調整等。分野は、地球環境分野、社会基盤分野、ガバナンス・平和構築分野になります。) (2)「中小企業・SDGsビジネス支援事業(JICA Biz)」に関する、募集業務(具体的には、募集・選考の手続・プロセス管理、民間企業からの内談や質問への対応、説明会での制度説明等) (3)その他、民間連携業務を遂行する上で必要な業務(予算管理、広報、内外関係機関との調整等) ※契約期間を通じて業務内容の変更は原則として想定されません。 制度の詳細はHPをご確認ください。https://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv-partner/activities/sme/index.html				
■国内出張：	有	■海外出張：	有	
■勤務地(国内)：	本部(竹橋) 東京都千代田区大手町1-4-1 竹橋合同ビル ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。	■勤務地(海外)：	なし	
■最長契約期間：	期間の定めあり(2026年1月1日～2026年12月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年(更新回数1回)を上限とします。	■募集人数(人)：	1	
■配属部署名：	民間連携事業部	■課名：	企業連携第一課	
■必要な語学力：				
必須	英語(TOEIC730点(相当・以上)が望ましい)			
■必要な技術資格：				
必須	パソコンでの業務が支障なく行えること(ワード、エクセル、パワーポイント、メール等)			
■必要な学位：	学士以上が望ましい	■実務経験年数目安：	7-10年	
■求められる資質・能力・経験：				
・国際協力の知識・経験があることが望ましい。 ・民間企業等で3年以上の勤務経験か、金融機関や公的機関での企業支援経験のあることが望ましい。				
■格付け：	専門嘱託3号	■月額基本給：	345,520円	
■待遇：				
1. 諸手当：超過勤務手当、賞与(6月及び12月)、通勤手当、特別都市手当(支給対象地域に勤務する者に限る)を支給。 扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。 2. 就業時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分(休憩時間は12：30から13：15までの45分) ※北海道センター(帯広)のみ、午前9：00から午後5：15までの7時間30分(休憩時間は12：15から13：00までの45分) ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 4. 時間外労働：月平均20時間程度 5. 試用期間：6ヶ月(試用期間の待遇変更なし) 6. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 7. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備、団体生命保険 8. 正職員登用：一定の条件を満たす方を正職員として採用する制度があります。(内部採用制度) 9. その他：昇給なし。機構スタッフの互助組織である厚生会(月額基本給実額の0.4%相当を会費として徴収)に一律加入頂き、各種給付制度や割引制度の利用が可能です。 その他、就業規則等内部規程に基づきます。 ・内部採用制度 https://www.jica.go.jp/recruit/permanent/index.html ・独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001497.htm ・有期雇用者手当支給細則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001498.htm				
■健康質問票の提出：	要	■面接方式：	②原則対面(但し応募者の事情に応じてオンラインも可)	
■担当者名：	住吉 央	■E-mailアドレス：	ostp1@jica.go.jp	
■担当者からのメッセージ(備考・留意点を含む)				
本ポストの最大の魅力は、本邦民間企業の多様な製品・技術・ノウハウを知り、その海外展開を後押しできることです。本ポストの経験者は、民間企業の海外展開・ビジネス化に係るノウハウ、多様な関係者間調整、企業の案件形成支援、実施監理・審査等、業務で培った経験・能力を活かして、企画調査員、JICA職員、開発コンサルタント、民間企業等の国際協力の主要なポストで活躍しています。多様な経験を積むことができる本ポストへの積極的な応募、お待ちしております！				

No. 24		■募集ポスト名：		【専門嘱託】民間連携事業部海外投融資監理課			
職務内容							
				①	②		
■契約形態：		専門嘱託		■募集分野：民間セクター開発多岐にわたる分野			
■業務内容：							
開発途上国の社会・経済開発に対するニーズは膨大であり、政府開発援助（ODA）事業のみを通じた対応には限界があります。また、近年の急速な経済成長に伴い、開発途上国に対する資金の流れは既に民間資金がODA資金を上回っており、民間事業を通じた雇用の創出や人材育成、新たな製品や技術の流入による生活の改善といった効果がもたらされています。日本の民間企業においても、潜在成長性の高い開発途上地域への海外展開に対する関心が高まっています。JICAとしても、民間企業の優れた技術・ノウハウを活かし、より一層効果的な開発を促進すべく、開発途上国での事業展開を図る日本および全世界の民間企業との連携強化の取り組み（民間連携事業）を積極的に推進しています。 このようなJICAの取り組みの具体例の一つに、開発途上国における民間企業等の事業に対する出融資を行う「海外投融資」があります。開発途上国での事業は、高いリスクや低い収益見込みといった障壁のため、一般の金融機関からの資金が得にくい状況にあります。海外投融資は、開発途上国において、日本および全世界の民間企業等が行う開発効果の高い事業であり、かつ、一般の金融機関だけではの対応が困難な場合に、「融資」または「出資」を通じて支えるものです。融資であればプロジェクトファイナンスやコーポレートファイナンス、出資であれば事業会社向け出資やファンド向け出資など、民間企業等のニーズに応じて様々な金融手法による支援を展開しており、開発と民間資金を繋ぐ触媒として、海外投融資の事業規模を今後更に増加させていくことを見込んでいます。 今般、民間連携事業部海外投融資監理課では、上記の海外投融資業務を一層推進するにあたり、以下の業務を担う人材を募集します。 民間連携事業部が主管している「海外投融資」に関する既往案件の監理関連業務 (1)実施中案件のモニタリング及び関連資料作成業務（出融資先の業況、財務・事業リスク状況の把握。資産自己査定・格付業務。出融資関連契約管理。出入金関連事務。事業効果モニタリング・評価。また、必要に応じ契約に基づく出融資先との交渉、変更契約交渉等） (2)協調出融資先との連携含めた渉外業務 (3)その他、海外投融資業務を遂行する上で必要な業務（Feasibility Studyを含む）							
参考：							
海外投融資ウェブサイト： https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/loan/index.html							
海外投融資案件リスト： https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/loan/resumption.html							
※契約期間を通じて業務内容の変更は原則として想定されません。							
■国内出張：		有		■海外出張：		有	
■勤務地（国内）：		本部（竹橋） 東京都千代田区大手町1-4-1 竹橋合同ビル ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。		■勤務地（海外）：		なし	
■最長契約期間：		期間の定めあり（2026年1月1日 ～ 2026年12月31日） 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1 年毎に更新を行い、最長で採用日から3年（更新回数2回）を上限とします。		■募集人数（人）：		1	
■配属部署名：		民間連携事業部		■課名：		海外投融資監理課	
■必要な語学力：							
必須		英語（TOEIC 860点（相当・以上）が望ましい）					
■必要な技術資格：							
必須		パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）					
■必要な学位：		学士以上が望ましい		■実務経験年数目安：		7-10年	
■求められる資質・能力・経験：							
民間企業での事業投資業務、金融機関等での出融資関連業務、 開発援助関連業務に係る実務経験のいずれか またはその合計が3年以上あることが望ましい。							
■格付け：		専門嘱託3号		■月額基本給：		345, 520円	
■待遇：							
1. 諸手当：超過勤務手当、賞与（6月及び12月）、通勤手当、特別都市手当（支給対象地域に勤務する者に限る）を支給。 扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。 2. 就業時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分（休憩時間は12：30から13：15までの45分） ※北海道センター（帯広）のみ、午前9：00から午後5：15までの7時間30分（休憩時間は12：15から13：00までの45分） ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 4. 時間外労働：月平均20時間程度 5. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし） 6. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 7. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備、団体生命保険 8. 正職員登用：一定の条件を満たす方を正職員として採用する制度があります。（内部採用制度） 9. その他：昇給なし。機構スタッフの互助組織である厚生会（月額基本給実額の0.4%相当を会費として徴収）に一律加入頂き、各種給付制度や割引制度の利用が可能です。 その他、就業規則等内部規程に基づきます。							
・内部採用制度 https://www.jica.go.jp/recruit/permanent/index.html							
・独立行政法人国際協力機構 有期雇用者就業規則 https://www.jica.go.jp/ioureikun/act/frame/frame110001497.htm							
・有期雇用者手当支給細則 https://www.jica.go.jp/ioureikun/act/frame/frame110001498.htm							
■健康質問票の提出：		要		■面接方式：		②原則対面（但し応募者の事情に応じてオンラインも可）	
■担当者名：		坂本		■E-mailアドレス：		Sakamoto.Kei@jica.go.jp	
■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）							
膨大な開発資金需要に応えるため、開発協力の世界では民間資金動員の機運が高まっています。海外投融資は開発協力和民間資金を繋ぐ触媒として、重要性を増しており、民間連携事業部海外投融資監理課が扱う既往海外投融資案件の件数も年間約20件のペースで増加しています。現在は約25人のチームですが、こうした業務量増加に対し、本ポストを募集しています。金融もしくは事業投資分野でのご経験があり、開発援助分野に興味がある方、また開発援助の実務経験があり今後金融というアプローチで民間連携に取り組んでみたい方に奮ってご応募下さい。							

No. 25		■募集ポスト名：		【専門嘱託】ガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ 行財政・金融チーム		税関を含む公共財政管理	
職務内容							
				①		②	
■契約形態：		専門嘱託		■募集分野：		経済政策 ガバナンス	
■業務内容：							
【案件の背景】 貿易形態の多様化・複雑化が著しい現在の国際貿易環境では、世界的な貿易のルール・枠組みの整備が進められているものの、開発途上国の税関当局の脆弱なガバナンスや、関税徴税の漏れ・過剰請求、公平性・効率性に欠ける通関手続き、近隣国間での連携不足による国境での物資の滞留、国境監視・取締が機能していないなど、多くの課題が存在しています。また、税関における関税等の徴税強化は、持続的な歳入確保を通じた財政運営の安定化・改善に資する取組であり、持続的な経済成長や安定的な国民生活を確保するために不可欠な取り組みでもあるため、各国におけるSDGsの各アジェンダ達成に貢献します。これらの支援ニーズに対応するため、税関分野を含む公共財政管理分野の専門家人材の確保が急務となっています。 【業務/委嘱の目的】 ガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ行財政・金融チームにおいて、税関及び公共財政管理に係る案件形成・管理を担って頂きます。 1. 税関案件を含む公共財政管理分野に関連する案件形成、調達、実施監理（調査団への参加を含む） 2. 同分野に関連する情報の収集、分析、整理、発信 3. 同分野の関連セミナー開催に関する運営支援 4. 同分野の支援に関する新たな関係機関及び人的リソースとの協力関係の構築・連携の推進（国際機関・ドナー連携含む） 5. 同分野に関する各種研修事業（留学生プログラム、課題別研修を含む）の活動計画・予算計画の策定・実施管理 ※現時点での案であり、今後変更される可能性があります。 ※契約期間を通じて業務内容の変更は原則として想定されません。							
■国内出張：		有		■海外出張：		有	
■勤務地（国内）：		本部（麹町） 東京都千代田区二番町5-25二番町センタービル ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。		■勤務地（海外）：		なし	
■最長契約期間：		期間の定めあり（2026年1月1日 ～ 2026年12月31日） 上記は初回の契約期間です。契約は、独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で2027年3月31日まで（更新回数1回）を上限とします。		■募集人数（人）：		1	
■配属部署名：		ガバナンス・平和構築部		■課名：		ガバナンスグループ 行財政・金融チーム	
■必要な語学力：							
必須		英語（TOEIC730点以上）					
■必要な技術資格：							
必須		パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）					
望ましい		税関や貿易実務に関わった経験					
望ましい		公共財政管理の知識または財務分野での業務経験					
■必要な学位：		学士以上が望ましい		■実務経験年数目安：		7-10年	
■求められる資質・能力・経験：							
【関連実務年数】 開発途上国への協力事業に貢献できる業務経験（事業管理、チームを率いた経験、海外との交渉・調整等）を有し、7年以上の実務経験を有すること。 税関・公共財政管理・財政等の分野に関する知識・経験があれば尚可。なお、実務経験年数は目安であるため、本業務に必要な経験とスキルが確認できる場合は多少の経験年数不足は問わない。 【求められる資質と能力】 本件で求められる資質と能力は以下の通りです。 分野・課題専門力★ 総合マネジメント力★★ 問題発見・分析力★★ コミュニケーション力★★★ 援助関連知識・経験★★ 地域関連知識・経験★ 【★★★：非常に重視する ★★：重視する ★：参考程度 -：不問】 ※国際協力人材に求められる6つの資質と能力について https://partner.iica.go.jp/iicas/jobView?cat=iicas.job&param=six_abilities							
■格付け：		専門嘱託3号		■月額基本給：		345,520円	
■待遇：							
1. 諸手当：超過勤務手当、賞与（6月及び12月）、通勤手当、特別都市手当（支給対象地域に勤務する者に限る）を支給。 扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。 2. 就業時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分（休憩時間は12：30から13：15までの45分） ※北海道センター（帯広）のみ、午前9：00から午後5：15までの7時間30分（休憩時間は12：15から13：00までの45分） ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 4. 時間外労働：月平均20時間程度 5. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし） 6. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 7. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備、団体生命保険 8. 正職員登用：一定の条件を満たす方を正職員として採用する制度があります。（内部採用制度） 9. その他：昇給なし。機構スタッフの互助組織である厚生会（月額基本給総額の0.4%相当を会費として徴収）に一律加入頂き、各種給付制度や割引制度の利用が可能です。 その他、就業規則等内部規程に基づきます。 ・内部採用制度 https://www.iica.go.jp/recruit/permanent/index.html ・独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則 https://www.iica.go.jp/iourekun/act/frame/frame10001497.htm ・有期雇用者手当支給細則 https://www.iica.go.jp/iourekun/act/frame/frame10001498.htm							
■健康質問票の提出：		要		■面接方式：		②原則対面（但し応募者の事情に応じてオンラインも可）	
■担当課：		ガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ行財政・金融チーム		■担当者名：		山本 美奈子	
■電話番号：		080-7107-1251		■E-mailアドレス：		Yamamoto.Minako@iica.go.jp	
■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）							
開発協力のご経験や本分野の専門性がある方はもちろん、不安に思われる方でも、税関協力を含む途上国の貿易円滑化や公共財政管理分野の公共事業にご興味があり、新たな知識・経験の幅を貪欲に広げようとする方からのご応募をお待ちしております。							

No. 26	■募集ポスト名：	【専門嘱託】経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム	
職務内容			
		①	②
■契約形態：	専門嘱託	■募集分野：	農業開発／農村開発 援助アプローチ/戦略/手法
■業務内容：			
JICA経済開発部農業・農村開発第1グループ第2チームでは、世界各国の畜産協力及び水産協力(主に技術協力)を所掌しています。畜産協力、水産協力はいずれも、JICA農業・農村開発分野のグローバルアジェンダ(課題別事業戦略)において、重点クラスターとして「持続可能な畜産振興～ワンヘルス推進に向けて～」及び「水産ブルーエコノミー振興」を位置づけ、より戦略性の高い協力推進に向けた取組を進めています。そのため、以下の業務を担う嘱託(「専門嘱託」)を募集します。 (1) 農業・農村開発、特に畜産分野及び水産分野における技術協力事業等の形成及び実施管理、それに付随する当機構内外との調整および必要な書類作成・手続きの実施 (2) 現地出張を通じた相手国政府・関係機関及び他援助機関等との協議・調整・調査、それに付随する当機構内外との調整および必要な書類作成・手続きの実施 (3) 担当国における関連情報の収集・分析及び事業計画立案 (4) その他、農業・農村開発、特に畜産分野や水産分野の協力を実施するうえで必要な業務(他関連機関との連携、ナレッジマネジメント等) 参考1: JICAグローバルアジェンダ「農業・農村開発」 (https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/ku57pq00002cubgq-att/agricul_text.pdf) 参考2: 専門嘱託について (https://partner.jica.go.jp/senmons yokutaku_career) ※契約期間を通じて業務内容の変更 は原則として想定されません。			
■国内出張：	有	■海外出張：	有
■勤務地（国内）：	本部（麹町） 東京都千代田区二番町5-25二番町センタービル ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。	■勤務地（海外）：	なし
■最長契約期間：	期間の定めあり(2026年2月1日 ～ 2027年1月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年（更新回数2回）を上限とします。	■募集人数（人）：	1
■配属部署名：	経済開発部	■課名：	農業・農村開発第一グループ第二チーム
■必要な語学力：			
望ましい	英語（TOEIC730点（相当・以上）が望ましい）		
■必要な技術資格：			
必須	パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）		
■必要な学位：	学士以上が望ましい	■実務経験年数目安：	7-10年
■求められる資質・能力・経験：			
以下の経験・知識があることが望ましい。 ・ 農業・農村開発分野（畜産分野や水産分野を含む）での開発協力に関する関心を有していること。 ・ 畜産分野または水産分野での開発協力に関する知識及び実務経験を有していることが望ましい（3年以上）。 ・ 技術協力のみならず有償・無償資金協力や、国際機関による事業や連携等に関する知識や経験を有しているとなお良い。			
■格付け：	専門嘱託3号	■月額基本給：	345,520円
■待遇：			
1. 諸手当：超過勤務手当、賞与(6月及び12月)、通勤手当、特別都市手当(支給対象地域に勤務する者に限る)を支給。 扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。 2. 就業時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分(休憩時間は12：30から13：15までの45分) ※北海道センター（帯広）のみ、午前9：00から午後5：15までの7時間30分(休憩時間は12：15から13：00までの45分) ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 4. 時間外労働：月平均20時間程度 5. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし） 6. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 7. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備、団体生命保険 8. 正職員登用：一定の条件を満たす方を正職員として採用する制度があります。（内部採用制度） 9. その他：昇給なし。機構スタッフの互助組織である厚生会(月額基本給実額の0.4%相当を会費として徴収)に一律加入頂き、各種給付制度や割引制度の利用が可能です。 その他、就業規則等内部規程に基づきます。 ・ 内部採用制度 https://www.jica.go.jp/recruit/permanent/index.html ・ 独立行政法人国際協力機構 有期雇用者就業規則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001497.htm ・ 有期雇用者手当支給細則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001498.htm			
■健康質問票の提出：	要	■面接方式：	①オンライン
■担当者名：	浅岡 真紀子	■E-mailアドレス：	Asaoka.Makiko@jica.go.jp
■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）			
JICA経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チームで当チームでは、途上国における農業・農村開発分野、特に畜産分野と水産分野の協力を展開しています。農業・農村開発分野に関心があり、向上心、好奇心、バイタリティのある方の応募をお待ちしています。			

No. 27	■募集ポスト名：	【専門嘱託】地球環境部環境管理・気候変動対策グループ第一チーム	
職務内容			
		①	②
■契約形態：	専門嘱託	■募集分野：	環境管理 気候変動対策
■業務内容：			
地球環境部環境管理・気候変動対策グループ第一チームで、環境管理分野・気候変動対策分野に関する以下の業務を担当する嘱託(「専門嘱託」)を募集します。 【業務内容】 (1)途上国(主にアジア地域)における環境管理分野(廃棄物管理、水質汚濁・大気汚染対策等)、気候変動対策分野における政策立案、実施能力強化等の協力案件(技術協力、資金協力、調査等)の形成及び実施監理 (2)上記分野に関する会議、イベント参加や開催支援 (3)上記分野に関する、他ドナーや国際機関、民間企業等のさまざまなパートナーとのネットワーク強化、情報収集・分析 (4)上記分野に関する広報活動、対外発信支援 (5)その他上記協力事業を実施する上で必要な各種業務 ※上記のうち、具体的に担当いただく業務の内容は、ご本人の経歴や適性、チーム内の体制等を踏まえて業務開始時に決定します。 ※契約期間を通じて業務内容の変更 は原則として想定されません。			
■国内出張：	有	■海外出張：	有
■勤務地（国内）：	本部（麹町） 東京都千代田区二番町5-25二番町センタービル ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。	■勤務地（海外）：	なし
■最長契約期間：	期間の定めあり(2026年1月1日 ～ 2026年12月31日) ※更新なし	■募集人数（人）：	1
■配属部署名：	地球環境部	■課名：	環境管理・気候変動対策グループ第一チーム
■必要な語学力：			
必須	英語（TOEIC730点（相当・以上）が望ましい）		
■必要な技術資格：			
必須	パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）		
望ましい	環境管理分野、または気候変動対策分野に関連する知識および実務経験		
■必要な学位：	学士以上が望ましい	■実務経験年数目安：	7-10年
■求められる資質・能力・経験：			
当該分野において、開発途上国の支援に貢献できる技術・専門性を有し、7年以上の実務経験（当該分野以外での経験も含む）を有すること。			
■格付け：	専門嘱託3号	■月額基本給：	345,520円
■待遇：			
1. 諸手当：超過勤務手当、賞与(6月及び12月)、通勤手当、特別都市手当(支給対象地域に勤務する者に限る)を支給。 扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。 2. 就業時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分(休憩時間は12：30から13：15までの45分) ※北海道センター（帯広）のみ、午前9：00から午後5：15までの7時間30分(休憩時間は12：15から13：00までの45分) ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 4. 時間外労働：月平均20時間程度 5. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし） 6. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 7. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備、団体生命保険 8. 正職員登用：一定の条件を満たす方を正職員として採用する制度があります。（内部採用制度） 9. その他：昇給なし。機構スタッフの互助組織である厚生会(月額基本給実額の0.4%相当を会費として徴収)に一律加入頂き、各種給付制度や割引制度の利用が可能です。 その他、就業規則等内部規程に基づきます。 ・内部採用制度 https://www.jica.go.jp/recruit/permanent/index.html ・独立行政法人国際協力機構 有期雇用者就業規則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001497.htm ・有期雇用者手当支給細則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001498.htm			
■健康質問票の提出：	要	■面接方式：	②原則対面（但し応募者の事情に応じてオンラインも可）
■担当者名：	碓井	■E-mailアドレス：	Usui.Yukichi@jica.go.jp
■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）			
地球環境部環境管理・気候変動対策グループ第1チームでは、主にアジア・大洋州地域の環境管理分野の協力事業（技術協力プロジェクト、個別専門家派遣、科学技術協力など）と、気候変動対策分野の協力事業（技術協力等）を実施しています。JICAグローバル・アジェンダ（環境管理分野、気候変動対策分野）のクラスター事業戦略に基づき、JICA内外のさまざまな関係者とコミュニケーション・連携調整を図りながら、各国のニーズや実情に沿った協力事業を形成・実施運営していく、やりがいのある業務です。環境管理分野・気候変動対策分野への熱意のある方のご応募をお待ちしております。			

No. 28	■募集ポスト名：	【専門嘱託】国内事業部大学連携課	
職務内容			
		①	②
■契約形態：	専門嘱託	■募集分野：	多岐にわたる分野 教育
■業務内容：			
JICA国内事業部で、大学との連携による長期研修員事業等に関する業務を担う専門嘱託*を募集します。 【業務内容】 (1)長期研修事業に関する複数の大学の担当として、大学との契約・精算事務を担当する。 (2)実施する長期研修員事業プログラムに関する以下の業務について、関係省庁、運営支援機関、JICA在外事務所、JICA国内機関及び関係大学と連携しながら行う。 ①研修員・大学等からの各種申請・問い合わせに関する対応、モニタリング ②付加価値プログラムの実施、運営、モニタリング支援 ③実績取りまとめ、帰国した研修員のフォローアップ 等 (3)長期研修事業を含めた国内連携事業に関する情報収集、事業実績の整理、資料作成、計画立案、部内・関係部署・国内機関等との連絡調整・協働 (4)大学と研修員候補者との間の大学受験前の事前スクリーニング業務 (5)その他、課長の指示に基づく業務の実施。 *実際の業務内容については、ご本人の経験等を踏まえて決定を行います。 *専門嘱託について詳しくはこちら： https://partner.jica.go.jp/senmonsyokutaku_career			
■国内出張：	有	■海外出張：	原則無
■勤務地（国内）：	本部（竹橋） 東京都千代田区大手町1-4-1 竹橋合同ビル ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。	■勤務地（海外）：	なし
■最長契約期間：	期間の定めあり(2026年1月1日 ～ 2026年12月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年（更新回数2回）を上限とします。	■募集人数（人）：	1
■配属部署名：	国内事業部	■課名：	大学連携課
■必要な語学力：			
望ましい	英語（TOEIC730点（相当・以上）が望ましい）		
■必要な技術資格：			
必須	パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）		
望ましい	特にエクセルのVLOOKUP、ピボットテーブルの使用経験		
■必要な学位：	学士以上が望ましい	■実務経験年数目安：	7-10年
■求められる資質・能力・経験：			
以下の経験・知識があることが望ましい。 ・国際協力の知識・経験を有すること。JICA業務への従事経験があればなお望ましい。 ・企業、官公庁、大学、団体などでの職務経験を原則として7年以上有すること。 ・責任感、柔軟性を兼ね備え、チームワークに長けていること。 ・留学生受入事業に高い関心を有すること。			
■格付け：	専門嘱託3号	■月額基本給：	345,520円
■待遇：			
1. 諸手当：超過勤務手当、賞与（6月及び12月）、通勤手当、特別都市手当（支給対象地域に勤務する者に限る）を支給。 扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。 2. 就業時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分（休憩時間は12：30から13：15までの45分） ※北海道センター（帯広）のみ、午前9：00から午後5：15までの7時間30分（休憩時間は12：15から13：00までの45分） ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 4. 時間外労働：月平均20時間程度 5. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし） 6. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 7. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備、団体生命保険 8. 正職員登用：一定の条件を満たす方を正職員として採用する制度があります。（内部採用制度） 9. その他：昇給なし。機構スタッフの互助組織である厚生会（月額基本給実額の0.4%相当を会費として徴収）に一律加入頂き、各種給付制度や割引制度の利用が可能です。 その他、就業規則等内部規程に基づきます。 ・内部採用制度 https://www.jica.go.jp/recruit/permanent/index.html ・独立行政法人国際協力機構 有期雇用者就業規則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001497.htm ・有期雇用者手当支給細則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001498.htm			
■健康質問票の提出：	不要	■面接方式：	②原則対面（但し応募者の事情に応じてオンラインも可）
■担当者名：	宇多川 祐樹	■E-mailアドレス：	Udagawa.Yuki@jica.go.jp
■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）			
JICA国内事業部での仕事は、途上国の開発課題に「人造り」を通じて貢献する、意義ある仕事です。事務や調整の仕事が中心ではありますが、やる気次第で様々な業務にチャレンジすることもでき、大学連携課でのお仕事は、人材育成、教育分野でのキャリアに関心がある方に親和性が高い部署です。また大学をはじめとする様々な関係者とのネットワークも業務を通じて形成できます。デスクの先にある途上国の開発をイメージしながら情熱を持って仕事に取り組める方々からの応募をお待ちしています。			

No. 29		■募集ポスト名：		【専門嘱託】資金協力業務部実施監理第二課	
職務内容					
				①	②
■契約形態：		専門嘱託		■募集分野：多岐にわたる分野	
■業務内容：					
資金協力業務部実施監理第二課において、以下の業務を行っていただきます。 (1) 無償資金協力事業(人材育成奨学計画、以下JDS事業)の実施監理業務 開発途上国がJICAとの間で締結する贈与契約(G/A)により実施するJDS事業について、G/Aや無償資金協調達ガイドラインに基づき進捗させるための実施監理業務(進捗管理(現地出張による実施状況確認・促進を含む)、資金管理、調達手続きの確認、設計変更等)に係る業務) (2) JDS事業の事後監理業務 過去に実施・完了した案件についてのモニタリングに係る業務 (3) その他JDS事業関連業務 ①JDS事業の案件形成のための調査(協力準備調査、事業化調査等)に係る業務 ②JDS事業に関する調査研究、関連分野の案件の横断的比較等に係る業務 ③JDS事業の広報に係る業務 なお、実施監理第二課は、主に以下の分野の無償資金協力案件を担当しています。 保健医療、教育(職業訓練、社会保障含む)、日本への留学生受入れ(JDS事業)等 ※契約期間を通じて業務内容の変更は原則として想定されません。					
■国内出張：		有		■海外出張：	
■勤務地（国内）：		本部（麹町） 東京都千代田区二番町5-25二番町センタービル ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。		■勤務地（海外）：	
■最長契約期間：		期間の定めあり(2026年2月1日～2027年1月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年（更新回数1回）を上限とします。		■募集人数（人）：	
■配属部署名：		資金協力業務部		■課名：	
■必要な語学力：					
必須		英語（TOEIC730点（相当・以上）が望ましい）			
■必要な技術資格：					
必須		パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）			
■必要な学位：		学士以上が望ましい		■実務経験年数目安：	
				7-10年	
■求められる資質・能力・経験：					
以下の経験・知識を有していることが望ましい。 (1) 国際協力事業に関する業務経験 (2) 日本への留学生受入れに関する知識、業務経験 (3) プロジェクトの計画・運営（調達、契約管理など）の業務経験（海外での事業に関するものと、なお可）					
■格付け：		専門嘱託3号		■月額基本給：	
				345,520円	
■待遇：					
1. 諸手当：超過勤務手当、賞与(6月及び12月)、通勤手当、特別都市手当(支給対象地域に勤務する者に限る)を支給。 扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。 2. 就業時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分(休憩時間は12：30から13：15までの45分) ※北海道センター（帯広）のみ、午前9：00から午後5：15までの7時間30分(休憩時間は12：15から13：00までの45分) ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 4. 時間外労働：月平均20時間程度 5. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし） 6. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 7. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備、団体生命保険 8. 正職員登用：一定の条件を満たす方を正職員として採用する制度があります。（内部採用制度） 9. その他：昇給なし。機構スタッフの互助組織である厚生会(月額基本給金額の0.4%相当を会費として徴収)に一律加入頂き、各種給付制度や割引制度の利用が可能です。 その他、就業規則等内部規程に基づきます。 ・内部採用制度 https://www.jica.go.jp/recruit/permanent/index.html ・独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001497.htm ・有期雇用者手当支給細則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001498.htm					
■健康質問票の提出：		要		■面接方式：	
■担当者名：		徳田 由美		■E-mailアドレス：	
				Tokuda.Yumi@jica.go.jp	
■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）					
JDS事業は、開発途上国の優秀な若手行政官等が本邦大学院で能力を向上させ、学位（修士、博士）を取得し、帰国後に中核人材として同国の開発課題の解決に寄与すること、また人的ネットワーク構築を通して将来的な二国間パートナーシップの強化に資すること」を目的とする無償資金協力による留学生受入れ事業です。JDSの受入分野は社会科学系分野（法律、経済、行政等）が中心となり、開発途上国の国づくりを担う人材の育成を支援する、大変やりがいのある業務です。JDSの進捗管理や実施の過程で生じる課題への対処に日々取り組むことでプロジェクト監理（プロジェクトマネジメント、契約管理等）の経験が身に付きます。また、海外出張等を通じて、プロジェクトの現場を見て、相手国政府関係者と直に協議する機会も得られます。ご自身の経験や知見を開発途上国の発展に活かしたい方々の積極的なご応募をお待ちしております。					

No. 30		■募集ポスト名：		【専門嘱託】資金協力業務部実施監理第四課		(ウクライナ「緊急復旧計画」)	
職務内容							
				①		②	
■契約形態：		専門嘱託		■募集分野：		多岐にわたる分野	
						援助アプローチ/戦略/手法	
■業務内容：							
資金協力業務部実施監理第四課において、<u>ウクライナ「緊急復旧計画」</u>を中心とした無償資金協力事業に関する以下の業務を行っていただきます。 (1) 無償資金協力事業の実施監理業務 開発途上国がJICAとの間で締結する贈与契約（G/A）により実施する無償資金協力案件について、G/Aや無償資金協力調達ガイドラインに基づき進捗させるための実施監理業務（進捗管理（現地／周辺国出張による実施状況確認・促進を含む）、資金管理、調達手続きの確認、設計変更等に係る業務） (2) 無償資金協力事業の案件形成支援業務 JICA内他部署と連携しての案件形成（案件内容の確定、それに必要となる先方政府との協議等）に関する業務 (3) 無償資金協力事業の事後監理業務 ①完了案件についてのモニタリングに係る業務 ②過去に実施・完了した案件の機能回復、効果発現を持続させるために実施するフォローアップ協力の計画策定、調達手続き、進捗管理に係る業務 (4) その他関連業務 ①無償資金協力事業の案件形成のための調査（協力準備調査、事業化調査等）に係る業務 ②無償資金協力事業に関する調査研究、関連分野の案件の横断的比較等に係る業務 ③事業紹介Facebookの利用促進等、無償資金協力事業にかかる広報に係る業務 ※契約期間を通じて業務内容の変更は原則として想定されません。							
■国内出張：		有		■海外出張：		有	
■勤務地（国内）：		本部（麹町） 東京都千代田区二番町5-25二番町センタービル ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。		■勤務地（海外）：		なし	
■最長契約期間：		期間の定めあり(2026年1月1日 ～ 2026年12月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で2028年3月31日まで（更新回数2回）を上限に更新可能です。		■募集人数（人）：		1	
■配属部署名：		資金協力業務部		■課名：		実施監理第四課	
■必要な語学力：							
望ましい		英語（TOEIC730点（相当・以上）が望ましい）					
■必要な技術資格：							
必須		パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）					
■必要な学位：		学士以上が望ましい		■実務経験年数目安：		11-17年	
■求められる資質・能力・経験：							
1. 日本語及び英語での実務遂行および協議が可能であること。 2. 以下の経験・知識があることが望ましい。 (1)国際協力事業に関する業務経験、特に国内外における無償資金協力事業に関する業務経験を有するとなお良い。 (2)海外向け機材調達に関する知識、業務経験 (3)プロジェクトの計画・運営（調達、契約管理など）の業務経験（海外での事業に関するものであると、なお可）							
■格付け：		専門嘱託4号		■月額基本給：		396,620円	
■待遇：							
1. 諸手当：超過勤務手当、賞与（6月及び12月）、通勤手当、特別都市手当（支給対象地域に勤務する者に限る）を支給。 扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。 2. 就業時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分(休憩時間は12：30から13：15までの45分) ※北海道センター（帯広）のみ、午前9：00から午後5：15までの7時間30分(休憩時間は12：15から13：00までの45分) ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 4. 時間外労働：月平均20時間程度 5. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし） 6. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 7. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備、団体生命保険 8. 正職員登用：一定の条件を満たす方を正職員として採用する制度があります。（内部採用制度） 9. その他：昇給なし。機構スタッフの互助組織である厚生会(月額基本給実額の0.4%相当を会費として徴収)に一律加入頂き、各種給付制度や割引制度の利用が可能です。 その他、就業規則等内部規程に基づきます。 ・内部採用制度 https://www.jica.go.jp/recruit/permanent/index.html ・独立行政法人国際協力機構 有期雇用者就業規則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001497.htm ・有期雇用者手当支給細則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001498.htm							
■健康質問票の提出：		要		■面接方式：		②原則対面（但し応募者の事情に応じてオンラインも可）	
■担当者名：		増田、坂井		■E-mailアドレス：		gltm4@jica.go.jp	
■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）							
本ポストでは、主にウクライナ向けの無償資金協力案件を担当いただきます。対象セクターは多岐に渡り、エネルギー、運輸、上下水、がれき処理、農業、教育、保健ガバナンス、平和構築等のうち複数のセクター担当及びウクライナ向け無償案件の取り纏め役を担っていただきます。ウクライナ側カウンターパートと対面またはオンラインによる協議を通じて、時々刻々と変わる情勢に柔軟に対処し、迅速に成果（機材等）を届けることできる開発援助のダイナミズムを感じられる業務です。チャレンジ精神旺盛な方の積極的なご応募をお待ちしております。							